

## 出資法人の指導監督等に関する要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、県の出資及び出捐に係る法人（以下「出資法人」という。ただし、地方独立行政法人を除く。）の設立及び運営に関して指導監督又は関与をする上での基本的事項を定め、もって出資法人の業務の適正かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において、指定出資法人とは、出資法人のうち、次の各号のいずれかに該当し、特に指導又は関与を行う必要がある法人として、別記に定めるものをいう。

- (1) 当該出資法人の基本財産等に占める県の出資金又は出捐金の割合が2分の1以上である法人
- (2) 当該出資法人の基本財産等に占める県の出資金又は出捐金の割合が4分の1以上2分の1未満である法人で、次に掲げる基準のいずれかに該当する法人以外の法人
  - ア 県の継続的な財政支出及び人的支援が僅少である法人
  - イ 他団体による関与が強く、県が指導又は関与する範囲が狭い法人

### (指導又は関与に関する基本的な考え方及び指導事務の分掌)

第3条 指定出資法人を所管する部局の長（以下「所管部長」という。）は、次の事項に留意の上、この要綱にしたがって指導又は関与するものとする。

- (1) 設立目的の趣旨に沿った適正な業務執行に努めるとともに、事務の簡素化や弾力的な組織運営など徹底的な効率化を図ること。
  - (2) 社会経済情勢の変化に対応し、業務の必要性について絶えず見直しを行うとともに、経営上の責任は法人自らが負うべきものであることを踏まえ、経営改善に向けた主体的な取組を促進すること。
  - (3) 経営状況等の情報開示や情報公開制度の適切な運用により、その透明性を高めることに努めること。
  - (4) 個人情報等の適切な取扱いを確保すること。
- 2 企画財政部長（以下「管理部門の長」という。）は、指定出資法人に対する指導又は関与が統一的にかつ円滑に行われるよう指導又は関与に係る事項の総合調整を行う。
  - 3 管理部門の長は、指定出資法人に対する指導又は関与に関して、その指針となるべき基準を整理するとともに、所管部長に技術的助言又は指示を行う。
  - 4 所管部長は、指定出資法人における第1項各号の取組や自立した運営を目指した改革の円滑な推進を図るとともに、その適切な指導又は関与を行うための体制を整備するものとする。

(協議又は報告)

第4条 所管部長は、指定出資法人(株式会社を除く。第2項において同じ。)に対して、次に掲げる事項について、あらかじめ協議を求めるものとする。

- (1) 定款の変更に関すること。
- (2) 当該法人の管理運営に関する基本的な規程の制定又は改廃に関すること。
- (3) 業務運営の基本方針並びに各事業年度の予算及び事業計画の策定又は変更に関すること。
- (4) 当該法人の廃止又は他の法人との統合に関すること。
- (5) 組織の改正又は定数の改定(役員の増減を含む。)に関すること。
- (6) 役員報酬の改定に関すること。
- (7) 基本財産の処分又は重要財産の取得及び処分(補助事業等により取得したものを除く。)に関すること。
- (8) その他経営に関する重要なこと。

2 所管部長は、指定出資法人に対して、次に掲げる事項について、速やかに報告させるものとする。

- (1) 各事業年度の事業報告及び決算に関すること。
- (2) 評議員会、社員総会又は理事会の開催結果に関すること。
- (3) 理事長等当該法人を代表する役員及び常勤の役員の選任及び離職に関すること。

3 所管部長は、前2項の協議又は報告があった場合は、別に定める基準により管理部門の長に協議又は報告をするものとする。

(株式会社である指定出資法人に対する関与)

第5条 所管部長は、株式会社である指定出資法人に対し、株主としての立場で関与するものとする。

2 所管部長は、株式会社である指定出資法人に対し、株主総会において決議又は報告された事項のうち(1)から(4)までに掲げる事項並びに(5)及び(6)に掲げる事項について、速やかに報告させるものとする。

- (1) 当該法人の管理運営に関する基本的な規程の制定又は改廃に関すること。
- (2) 経営の基本方針の策定又は変更に関すること。
- (3) 資本の減少に関すること。
- (4) 各事業年度の営業報告及び決算に関すること。
- (5) 各事業年度の予算及び事業計画の策定又は変更に関すること。
- (6) 代表取締役等当該法人を代表する役員及び常勤の役員の選任及び離職に関すること。

3 所管部長は、議決権行使その他株主としての権利行使等の関与を行う場合、又は前項の報告があった場合は、別に定める基準により、管理部門の長に協議又は報告をする

ものとする。

(役員報酬及び職員の給与等に関する基準)

第6条 指定出資法人(株式会社を除く。)の役員報酬及び職員の給与等については、県及び民間等の類似法人の水準との均衡に配慮し、その事業の内容、組織規模、経営実績等を十分勘案の上、次に掲げる基準を順守し、決定するものとする。

(1) 役員報酬の年間支給額は、別に定める団体の格付けに基づく限度額基準を超えない額を限度とすること。

なお、所管部長は、当該限度額基準によることが、当該役員の能力、経験等から、適当でないと認める場合には、管理部門の長に協議の上、別に定めることができる。

(2) 役員報酬の改定は、県の特別職の給与改定が行われた際に、当該法人の経営状況等を総合的に考慮した上で、その改定率の範囲内で行うこと。

(3) 役員の退職手当は、役員に在籍した月1月につき退職手当基礎報酬月額に100分の10.875を乗じて得た額を限度とすること。

(4) 職員の給与その他の勤務条件については、県の職員に準じた内容を限度とすること。

2 株式会社である指定出資法人の役員報酬及び職員の給与等については、事業の内容、経営実績等を適切に反映したものとする。

(検査及び業務状況の把握)

第7条 所管部長は指定出資法人の業務運営等について、株式会社を除く指定出資法人にあつては毎年度検査又は調査を行うものとし、株式会社である指定出資法人にあつては毎年度自己点検をさせるとともに、必要に応じて調査等を行うものとする。

2 所管部長は、前項の検査又は調査及び自己点検の結果について、速やかに管理部門の長に報告するものとする。

3 所管部長は、必要に応じ、県又は指定出資法人の施策と特に密接な関係を有する指定出資法人以外の出資法人及び出資法人でない公益法人その他これに準じる法人で管理部門の長が指定するもの(以下「個別指定法人」という。)の運営状況の把握に努めなければならない。

4 管理部門の長は、必要に応じ、所管部長に対して指定出資法人及び個別指定法人の運営状況等について報告を求めることができる。

(新規法人の設立)

第8条 事業の委託などに際して出資法人を活用する場合は、原則として既存の法人を活用することとし、新規の出資法人は設立しないこととする。

2 前項に規定する場合において、既存の法人の活用が困難な場合には、スクラップ・アンド・ビルドを原則とする。

3 新規に出資法人を設立する場合は、当該法人は次に掲げる要件をすべて満たすものでなければならない。

(1) 当該事業を民間の自主的な活動に委ねることが困難又は不相当であり、県が支援することが必要であると認められること。

(2) 当該事業を県が直接実施するよりも、弾力的かつ効率的な事業展開が見込まれること。

(3) 当該事業の実施に当たり、他に適当な事業主体がないこと。

(4) 当該法人の経営が安定したものとなることが見込まれること。

4 新規に出資法人を設立する場合は、関係する部局の長は、設立目的、事業内容及び前項に掲げる要件の適合性等について、あらかじめ管理部門の長に協議しなければならない。

(経営改善等の指導又は関与に資する提言等を行う機関の設置)

第9条 指定出資法人の経営改善等に関する指導又は関与に資するため、経営に関し知識経験を有する者からなる機関を置くことができる。

2 前項に定める機関は、指定出資法人及び個別指定法人の業務、組織運営について調査又は評価を行い、経営に関して必要な意見、提言等を行うことができる。

3 第1項に定める機関の組織及び運営に関する事項については、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

2 出資法人等の指導基準に関する要綱(昭和55年4月1日施行)及び出資法人の設立に関する要綱(平成8年10月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。ただし、施行日前から引き続き役員職に在職する者の施行日前の在職期間に係る退職手当の限度額については、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月29日から施行する。

別記（２３法人）

（１）（公財）いきいき埼玉

（公財）埼玉県芸術文化振興財団

（公財）埼玉県国際交流協会

（福）埼玉県社会福祉事業団

（公財）埼玉県産業振興公社

（公社）埼玉県農林公社

埼玉県道路公社

埼玉県土地開発公社

（一財）埼玉県河川公社

（公財）埼玉県公園緑地協会

埼玉県住宅供給公社

（公財）埼玉県下水道公社

（公財）埼玉県埋蔵文化財調査事業団

（公財）埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター

（２）（株）秩父開発機構

埼玉新都市交通（株）

埼玉高速鉄道（株）

（公財）埼玉県消防協会

（公財）さいたま緑のトラスト協会

（公財）埼玉県生活衛生営業指導センター

（公財）埼玉県産業文化センター

（株）さいたまアリーナ

（株）さいたまリバーフロンティア